

自動車検査独立行政法人  
平成15年度業務実績評価調書

平成16年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成15年度業務実績評価調書：自動車検査独立行政法人

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する事項（業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置）</p> <p>(1) 組織運営 安全・公害基準の見直しなど、検査法人を取り巻く環境が日々変化している状況にあることに鑑みて、利用者の方々をはじめとした社会のニーズ、自動車の技術革新等に適切にかつ迅速に対応できる組織体制づくりを目指します。具体的には、各審査を実施する事務所においてスタッフ制を導入し、これらに対応することに努めます。 また、業務量の変化に適宜、柔軟に対応できるよう組織のあり方の検討を継続的に進めていくこととします。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営 審査を実施する各事務所等の検査要員については、厳正かつ公正・中立な審査業務を円滑かつ効率的に実施するため、業務量等に応じて配置の見直しを行います。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事務所等の業務量に応じた適切な要員配置計画を作成し、配置の見直しを行っており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	<p>色々な業務を数値化して業務量指標とし、要員配置を行ったことは評価できる。</p>
<p>(2) 人材活用 職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施の徹底、かつ、サービス向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p>	<p>(2) 人材活用 業務改善の提案等職務上顕著な貢献を行った職員に対する表彰を行うとともに、その成果を実現することで、職員の業務への取組意欲の向上を図ります。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の取組意欲の向上を図るため成果を上げた職員に対する表彰を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>(3) 業務の効率化</p> <p>施設の営繕等についての外部委託、経理事務等業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を行います。</p> <p>特に、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、審査業務の高度化・改善等ユーザーサービスの向上に対応するために新たな業務に取り組みつつ、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額。）を1.3%程度抑制することを目指します。</p>	<p>(3) 業務の効率化</p> <p>施設の整備、維持管理については、引き続き外部委託を行うとともに、経理事務をはじめとした管理・間接業務については、本部、各検査部及び各事務所の連絡網の充実強化や電子決済の拡大等を行い、業務処理の効率化を一層図るとともに、ペーパーレス化を推進します。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度に引き続き、外部委託や本部一括契約を実施するとともに、全職員へのパソコン配備等により連絡網の充実強化や電子決済の拡大を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙の消費量を算出するのは非常に難しいが、今後の課題として何か検討して欲しい。</li> <li>中期計画で数値を出しているので、それに対応する数値を記入するようにして欲しい。</li> <li>国民に対するサービス向上について満足度などを入れることも検討してはどうか。</li> </ul>

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>2 .サービスの向上と確実な審査実施に向けて( 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ) 初めて利用される方でも安心してご利用いただける等利用者の方々が利用しやすく、また、安全の確保・環境の保全に貢献した審査業務を確実に実施します。</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底 検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、中立的な立場で公平に提供することが最も重要なことであり、これらを中期目標期間中に徹底していくため、適正な業務執行の意識徹底、管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化、内部監査の充実をはじめとして各種対策を実施します。</p>	<p>2 .サービスの向上と確実な審査実施に向けて</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底 不当要求防止対策の徹底 厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、中立的な立場で公平に提供することを徹底するため「自動車検査における業務の厳正な執行と警察との連携強化について( 第2次不当要求防止対策 )」(平成14年8月5日付自企調第1号)に基づき、事務所と警察署との連携強化、情報収集・提供体制の強化などの再発防止対策を引き続き強力に実施します。特に、防犯カメラ、警報装置等の充実、警備員の増強など防犯体制の強化を図ります。 また、各事務所の実態等を踏まえ不当要求防止対策の強化を一層図るため、法人本部又は検査部による内部調査指導を実施します。</p>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>不当要求防止責任者の選任による警察との連携の強化、チーム制の導入及び管理職の検査コース常駐等による管理体制等の強化。防犯カメラやICレコーダーの増設。緊急事態を想定した対応訓練の実施及び警備員の増強など防犯体制の強化。不当要求の速やかな報告及び監事監査や部内調査の実施等の対策が着実に進められており、特に優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>	<p>問題発生に対応した措置として十分なものと評価できる。</p>

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
	<p>審査事務規程の充実、明確化  審査業務における取扱いの細部の統一を図るとともに、明確化を図るため、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。  また、道路運送車両の保安基準の告示化にあわせて、審査事務規程の見直しを行います。</p>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査事務規程改正作業のためのプロジェクトチームを設け、平成15年度中に審査事務規程を12回に渡り改正して、取扱いの細部の統一と明確化を行い、審査事務規程の内容の充実を図って1おり、特に優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
<p>(2) 審査に係る利用者の方々の利便性の向上  利用者の方々が安全に、安心して利用できるよう各種対策を講じます。  利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間中に最繁忙月と最閑散月との業務量格差を低減するため、月別や曜日毎の審査業務量を公開するなどの対策を積極的に行い、利用者の方々ができるだけお待ちいただくをご利用いただけるよう努めます。</li> </ul>	<p>(2) 審査に係る利用者の方々の利便性の向上</p> <p>利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎日の業務量の推移について、14年度の調査結果をもとに、混雑状況の適切な公開方法を検討します。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事務所のホームページを設け、それぞれの事務所の混雑時期等を情報提供することとして検討を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間中に機器等の故障による審査機器の停止時間を20%程度低減することを目標に、施設及び設備の適切な維持・管理や利用者の方々への利用方法の説明を十分に行うなどにより、安全に安心してご利用いただけるよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器等の故障発生箇所、原因等について、14年度の調査結果をもとに分析を行い、具体的な故障時間低減対策を検討します。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>故障の多い機器を優先的に更新する等の取組みにより、機器故障によるコース時間が減少しており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策</p> <p>利用者の方々に検査法人が行う審査業務の内容や社会的役割・効果、受検方法等に関して理解を深めていただき、納得いただいた上でご利用いただけるように、ホームページ、パンフレット等を積極的に活用した各種情報提供に努めます。</p>	<p>利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策</p> <p>開設したホームページ及び作成したパンフレットを用い利用者の方々への周知を図るとともに、理解しやすいよう内容の充実を進めます。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレットの内容を見直すとともに、検査法人のホームページに検査の受け方の説明を設けることについても検討を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
<p>利用し易い審査に係る施設の整備のための対策</p> <p>初めてご利用される方や高齢者等の方々等にも安心してご利用いただけるようにするため、利用される皆様の声をお聞きしながら、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善や職員による審査の案内の充実に努めます。</p>	<p>利用し易い審査に係る施設の整備のための対策</p> <p>利用者の方々が安全に利用できる審査施設の調査結果を踏まえ、利用者の方々の利便性を向上させた新審査施設のあり方について検討を進め、移転新築を行う審査施設等において改善策を講じます。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の利便性の向上を図るため、バリアフリー化した見学者コースや検査機器への音声誘導装置等の設置を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進</p> <p>独立行政法人として厳正かつ公正・中立に審査業務を実施することを徹底するとともに、効率的に実施することを促進することを目指し、業務のあり方について不断の見直しを行うとともに、適正な業務の実施の徹底及び職員の審査技術の研鑽に努めていきます。</p> <p>職員に対する研修等の実施</p> <p>適正かつ確実に業務を実施するとともに今後予定されている審査項目の導入等に適宜適切に対応していくために、適正な業務の実施の徹底及び職員の審査技術の向上に継続的に取り組んでいくこととします。具体的には、検査法人の職員の研修機関である検査実習センターにおいて、中期目標期間中に職員に対して、適正な審査業務の実施に関する研修を含め審査業務に関する研修時間を20%程度増加するとともに、より質の高い研修を職員に提供することを目標に研修内容の充実に努めていきます。</p>	<p>(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進</p> <p>独立行政法人として厳正かつ公正・中立に審査業務を実施することを徹底するため、平成15年度においては以下の業務に取り組みます。</p> <p>職員に対する研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な審査業務を円滑に実施するための実践的研修の充実を図るとともに、13年度と比較して審査業務に関する研修時間を増加することに努めます。具体的には、中央実習センターにおいて新規採用者のための導入研修を採用直後に実施することや上席検査官等の内部講師による実務研修の充実等を図ります。</li> <li>審査業務を含む検査実務に関する知見を高めるため、各事務所等における国の職員等との相互研修制度を実施します。</li> <li>職員へのアンケート調査等研修効果の把握を図り、研修内容の見直しを引き続き進めます。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>不当要求対策に関する研修の充実を図るなど、厳正な検査の実施に効果のある研修内容とするとともに平成16年度より内部講師による検査技術の実務講義を行うため、技術指導官の育成を行っていること。平成13年度と比較し研修時間の増加(97時間)を図っていること。研修員に対するアンケートを実施し、研修内容の改善や研修効果の把握を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>業務改善の継続的検討とその実施 中期目標期間内で50件程度の改善提案を取りまとめ、このうち10件程度の審査業務改善方策を講じることを目標に、職員による業務改善のための活動、アンケート調査の実施、モニター制度の導入等による利用者の方々の御意見の収集、さらに、外部の有識者の方々との意見交換等の業務改善のための仕組み作りを積極的に行います。それらを踏まえて、適正かつ確実に業務を実施し、利用者へのよりよいサービスの提供に努めます。</p>	<p>業務改善の継続的検討とその実施 職員の自発的提案による業務改善研究テーマを募集し、職員による主体的かつ自主的な業務改善に向けての創意工夫提案を検討実現するための業務研究会を設け、概ね10テーマを目標にとりまとめを行います。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務研究会制度を設けるとともに、プロジェクトチームを組織し、10の改善項目について検討を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
<p>(4) 国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施 日常の検査業務のほか交通安全活動等各種業務を国土交通省等関係機関と緊密に連携を取りながら積極的に実施してまいります。 不正改造車の排除等の推進基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して中期目標期間中に40万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。</p>	<p>(4) 国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施  不正改造車の排除等の推進 平成15年度においては、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して8万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施します。</p>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標の8万台を約5千台上回る車両を対象に街頭検査を実施しており、特に優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>	<p>予備日などを設定し、目標をきちんと達成したことは評価できる。</p>

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>車両の不具合情報の収集 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール車の早期発見等に役立っています。</p>	<p>車両の不具合情報の収集 車両不具合情報報告システムを活用し引き続き車両不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に提供しリコール車の早期発見等に資するとともに、得られた不具合情報の分析を進め、審査方法の改善に役立っています。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省に6件の不具合情報を報告し、そのうちの2件はリコールやメーカーの自主改善につながっており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
<p>事故車両の原因究明への取組 審査業務で培ったノウハウを生かして事故車の原因究明に積極的に取組めるよう、中期目標期間内で原因究明の具体的な実施方法の策定やマニュアル化を目指します。</p>	<p>事故車両の原因究明への取組 警察等からの要請に基づく事故車両の事故原因分析を引き続き進めるとともに、その分析結果をもとにして、検査法人の知見で原因究明が可能と思われる事故を抽出する等原因究明の具体的な実施方法を検討します。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故調査の実績がある団体からの情報収集を行うとともに、事故車両の調査事例の基礎データの収集を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
<p>社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施 自動車の走行距離メーターの改ざんや自動車の盗難といった社会問題に審査業務を実施する立場から対応することができるよう各種業務に取り組みます。</p>	<p>社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施 自動車盗難や走行距離メーター改ざん等不正事案に対応するため、審査中における車台番号の改ざん等の審査事例を収集・分析し、審査業務の中で実施可能な手法の調査検討を行います。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査中における車台番号の改ざん等の不正事例発見の情報収集を行うとともに、車台番号の改ざんの発見を促す工夫も行っている。また、走行距離メーターの表示値の確認も確実に実施しており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>(5) 国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力 国民の皆様に自動車の検査の社会的意義への理解を深めていただき、自動車の安全確保、自動車による公害防止等環境保全に自ら積極的に参画していただくことを目指して、国土交通省等と連携しながら、下記のような各種対策を実施していくこととします。</p>	<p>(5) 国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力 春秋の全国交通安全運動、不正改造車排除運動、点検整備推進運動等国の行う各種キャンペーン等に引き続き参画し、検査の社会的意義を広く利用者に知っていただくことに努めます。</p>	2	<p>・全国交通安全運動や不正改造車排除運動等の国が行う各種キャンペーンに積極的に参画しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>・ 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国が行う各種キャンペーン等へ参画するとともに、検査による事故防止効果に関する情報等をインターネット等により広く公開することに努めます。</p>	<p>ホームページ及びパンフレット等により、検査の役割やその効果を積極的に広報していきます。</p>	2	<p>・パンフレットの内容を見直すとともに、検査法人のホームページに検査の受け方の説明を設けることとして検討を進めている。また、平成14年度を大幅に越える313回の検査場の見学会を実施しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>・ 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を行うための調査・研究を実施し、順次情報提供事業を実施することに努めます。</p>	<p>審査結果データの蓄積と分析及び分析データの公表、個別審査結果データのユーザーへの交付等審査情報の提供方法について検討を進めます。</p>	2	<p>・審査結果データの分析及び分析データの公表、個別審査結果データのユーザーへの交付等審査情報の提供を行うために、電子的な審査結果の蓄積方法の検討を行うとともに、審査情報の提供に向けた検査機器の改良を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>(6) 自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保</p> <p>自動車の構造、装置の高度化、複雑化に伴い実施される自動車の安全・公害基準の改正に逐次、迅速かつ適切に対応します。</p> <p>審査業務を確実に実施するため、施設の維持管理等に適切に取り組んでいくこととします。</p> <p>国の行う保安基準の改正等に対しては、必要に応じて施設の新設、改修、職員の研修を実施する等の措置により審査体制の整備を行うとともに、適切な審査業務を行うための審査技術及び審査機器に関する調査、検討及び開発を積極的に行います。また、必要に応じ審査機器の導入・改善を図ります。</p> <p>なお、具体的にはNOx法の改正等に併せ以下の排出ガス検査の調査、検討及び開発に積極的に取り組むこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低濃度排気黒煙に係る審査手法の調査・検討</li> <li>・ 自動車の走行実態に則した排出ガスの審査手法の調査・検討</li> </ul>	<p>(6) 自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保</p> <p>整備不良、不正改造等による高濃度排出ガス車両を排除するため、特に環境負荷の大きいディーゼル車について、黒煙検査の改善を図ります。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測定車両への負担軽減のため、黒煙検査時間の短縮を図るとともに、汚染度合いの低い規制が適用される車両の全数機器検査を行うための準備として黒煙測定器の増備を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
	<p>簡易シャシダイナモを用いた新しい排出ガス検査の導入について、パイロット事業を行う等国土交通省と協力して検討していきます。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省の検討会に委員として参加するとともに、実証実験にも協力して検討を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
	<p>ガソリン車について、触媒採取車を確実に排除するため、触媒機能検査の導入を検討します。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な検査方法として、ハイアイドル検査についての情報収集を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
	<p>二輪車の騒音規制強化を踏まえ、近接排気騒音検査の改善を図ります。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制の強化に合わせ徹底した近接排気騒音検査を行うとともに、検査しやすいよう検査機器の工夫も行っており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
<p>(7) 国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加）</p> <p>自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。</p> <p>このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるCITTA（国際自動車検査委員会）等に定期的（年2回程度）に参加し、諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の国際化の観点からの改善に役立てることとします。</p>	<p>(7) 国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加等）</p> <p>CITTA（国際自動車検査委員会）へ加盟し、同委員会活動への参画等を通じて諸外国との情報交換を行います。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CITTAへ加盟するとともに、CITTA総会に出席し、諸外国との情報交換を行っている。また、スウェーデンの検査施設の調査を行うなど積極的な情報収集を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	
<p>(8) 海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じ、国等との連携の下、自動車検査に関する専門技術的な支援を行います。</p> <p>JICAのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。</p> <p>海外からの研修生を受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。</p>	<p>(8) 海外技術支援</p> <p>国等からの要請に応じ、JICAのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。</p> <p>海外からの研修生を受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3件23名の海外からの研修生の受け入れを行い、途上国の自動車検査技術の向上を支援しており、着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>	

項 目		評定結果	評定理由	意見																														
中期計画	平成15年度計画																																	
3. 予算 中期計画予算(総表)参照	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 {別紙}	2	・予算範囲内で適正に執行されており、着実な実施状況にあると認められる。	収支計画は計画と実績を同じ会計ベースとする必要があるのではないが。																														
4. 短期借入金 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額を2,000百万円とします。	4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額を2,000百万円とします。		平成15年度は該当無し																															
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画		平成15年度は該当無し																															
6. 剰余金の使途 中期目標期間中に剰余金が発生した場合には、中期計画の達成状況を見つづ、次の事項の使途に当てることとします。 ・ 施設・設備の整備 ・ 広報活動の実施	6. 剰余金の使途 ・ 施設・設備の整備 ・ 広報活動の実施		平成15年度は該当無し																															
7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画	7. その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画	2	・一部の事業については施工途中において計画の見直しが必要となり翌年へ繰り越したが、全体計画に支障が出るものではないことから、着実な実施状況にあると認められる。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td></td> <td>自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の新設等</td> <td>5,152</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査機器の新設等</td> <td>3,429</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>3,416</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費		自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金	審査場の新設等	5,152		審査機器の新設等	3,429		審査上屋の改修等	3,416		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td></td> <td>自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の新設等</td> <td>1,188</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査機器の新設等</td> <td>709</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>708</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費		自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金	審査場の新設等	1,188		審査機器の新設等	709		審査上屋の改修等	708				
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																																
審査施設整備費		自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金																																
審査場の新設等	5,152																																	
審査機器の新設等	3,429																																	
審査上屋の改修等	3,416																																	
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																																
審査施設整備費		自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金																																
審査場の新設等	1,188																																	
審査機器の新設等	709																																	
審査上屋の改修等	708																																	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成15年度計画			
(2) 人事に関する計画 方針 保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い人員を抑制することを目指します。	(2) 人事に関する計画 方針 新規事業の追加が行われた場合であっても、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化の推進などにより、人員を抑制します。	2	・方針通り進められており、着実な実施状況にあると認められる。	
人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の99%以下とすることを目指します。 [参考1] 1) 期初の常勤職員数 876人 2) 期末の常勤職員数の見込み 865人 [参考2] 中期目標期間中の人件費の総額見込み 33,165百万円	人員に関する指標 年度末の常勤職員数を年度当初と同数とします。 [参考1] 1) 年度当初の常勤職員数 876人 2) 年度末の常勤職員数の見込み 876人 [参考2] 平成15年度の人件費の総額見込み 6,987百万円	2	・指標通りであり、着実な実施状況にあると認められる。	

< 記入要領 > ・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

- 3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。
  - 2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
  - 1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
  - 0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
	○			各項目の合計点数 = 59 項目数(28) × 2 = 56 下記公式 = 105%

- <記入要領> ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
- （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が130%以上である場合には、「極めて順調」とする。
  - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が100%以上130%未満である場合には、「順調」とする。
  - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
  - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・ 但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

評定	評定理由
相当程度の実践的努力が認められる	ディーゼル・オパシメータの適用可能性の調査について、検査手法の変更を視野に入れ、現行機器と全く異なった方式の測定器を複数箇所に試験的に導入し、新手法の導入決定時には直ちに対応できるよう、事前に使用性、効率性等実用に向けた調査に着手したことは評価できる。

- <記入要領> ・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評定欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「-」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

基準への適合性判断の確実な実施、合格強要等の不当要求への対応を実施しつつ、今後もユーザーへのより一層のサービス向上が図られることを期待する。